一般社団法人ジバスクラム恵那　定款

　第１章　総則

　（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人ジバスクラム恵那と称する。

　（主たる事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を岐阜県恵那市大井町２９３番地９に置く。

　（目的）

第３条　当法人は、恵那市において、ジバスクラムを組んで、恵那らしさを追求し、稼ぐ観光都市恵那を目指すため、地域の総合的戦略産業としての観光業の育成支援、もうかる農林業への転換支援及びビジネス支援の強化を行うことで、持続可能な地域づくりを推進することを目的とし、その目的に資するため、各種商品・資源の売買、生産、製造、開発のほか、物流事業、新規事業開発、各種サービスの提供など、多角的な事業を行う。

　　前項の事業には、次の事業を含むものとする。

　（１）　事業者の販売能力の向上のためのビジネスマッチングの創出や販売ルートの開拓支援

　（２）　事業者の人財力の向上のための意識改革や人材育成

　（３）　事業者の商品力の向上のための付加価値創造の支援やデータマーケティング

　（４）　前各号に附帯又は関連する事業その他当法人の目的を達成するために必要な事業

　（５）各種商品の企画、製造及び販売

　（６）インターネットを利用した通信販売及び飲食、娯楽、宿泊施設に関する情報の提供、販売

　（７）まちづくり等に係る地方公共団体及び関連経済団体、事業者等の業務代行

　（８）前各号の代理業、仲介業

　（９）前各号に関連する一切の事業

　（公告）

第４条　当法人の公告は、電子公告により行う。

　第２章　社員

　（入社）

第５条　当法人の目的に賛同し入社した者を社員とする。

２　当法人に入社するには、別に定めるところにより申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

　（退社）

第６条　社員は、別に定めるところにより届出をすることで、いつでも退社することができる。

　（除名）

第７条　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第16条第２項に定める社員総会の決議（以下「特別決議」という。）によって、当該社員を除名することができる。

　（１）　本定款その他の規則に違反したとき。

　（２）　当法人の名誉を傷付け、又は目的に 反する行為をしたとき。

　（３）　前各号に掲げるもののほか、除名すべき正当な事由があるとき。

　（社員の資格の喪失）

第８条　社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員の資格を喪失する。

　（１）　総社員が同意したとき。

　（２）　成年被後見人又は被保佐人となったとき。

　（３）　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

　第３章　社員総会

　（種別）

第９条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

　（構成）

第10条　社員総会は、全ての社員をもって構成する。

　（権限）

第11条　社員総会は、次の事項を決議する。

　（１）　社員の除名

　（２）　理事及び監事の選任及び解任

　（３）　理事及び監事の報酬の額又はその基準

　（４）　貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

　（５）　定款の変更

　（６）　解散及び残余財産の処分

　（７）　理事会において社員総会に付議した事項

　（８）　前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

　（開催）

第12条　定時社員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後２か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

　（招集）

第13条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　前項の招集通知は、会日の１週間前までに、各社員に対して発する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合には、会日の２週間前までに招集通知を発する。

３　前項の規定に関わらず、社員総会は、社員の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、この限りでない。

　（議長）

第14条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、副理事長が、副理事長に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

　（議決権）

第15条　社員総会における議決権は、社員１人につき１つとする。

　（決議）

第16条　社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権３分の２以上に当たる多数をもって行う。

　（１）　社員の除名

　（２）　監事の解任

　（３）　定款の変更

　（４）　解散

　（５）　その他法令で定める事項

　（決議及び報告の省略）

第17条　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

　（議事録）

第18条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

　第４章　役員

　（役員の設置）

第19条　当法人に次の役員を置く。

　（１）　理事　３名以上

　（２）　監事　１名以上

２　理事のうち、１名を代表理事とし、２名以内を業務執行理事とする。

　（選任等）

第20条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

３　前項で選定された代表理事は、理事長とする。

４　理事会は、その決議によって第２項で選定された業務執行理事の中から副理事長を選定することができる。ただし、副理事長は１名とする。

５　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

　（理事の職務権限）

第21条　理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

３　業務執行理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を分担執行する。

４　理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

　（監事の職務権限）

第22条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

　（任期）

第23条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

　（解任）

第24条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

　（報酬）

第25条　理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

　第５章　理事会

　（理事会の設置）

第26条　当法人に、理事会を置く。

　（構成）

第27条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

　（権限）

第28条　理事会は、本定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

　（１）社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

　（２）規則の制定、変更及び廃止に関する事項

　（３）前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

　（４）理事の職務の執行の監督

　（５）理事長及び副理事長、業務執行理事の選定及び解職

　（招集）

第29条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

２　前項の招集は、会日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して発する。

３　前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。

　（議長）

第30条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

　（決議）

第31条　理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

　（決議及び報告の省略）

第32条　理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議はあったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

　（議事録）

第33条　理事会の議事については、法令が定めるところにより、議事録を作成する。

２　主席した理事及び監事は、法令で定めるところにより、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

　第６章　資産及び会計

　（財産の拠出及びその価額）

第34条　当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

　（１）設立者　一般社団法人恵那市観光協会

　　　　　現金　　50万円

　（２）設立者　恵那市

　　　　　現金　　50万円

　（基本財産）

第35条　前条第１号及び第２号の財産は、第３条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由によりその一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ社員総会において議決に加わることができる社員の３分の２以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

　（事業年度）

第36条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から（翌年）３月31日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第37条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第38条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。

　（１）事業報告

　（２）事業報告の附属明細書

　（３）貸借対照表

　（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

　（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第39条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

　第７章　定款の変更及び解散

　（定款の変更）

第40条　本定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

　（解散）

第41条　当法人は、社員総会の特別決議その他法令に定める事由によって解散する。

　第８章　附則

　（最初の事業年度）

第42条　当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和２年３月31日までとする。

　（設立時社員）

第43条　当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

　　　　　　岐阜県恵那市大井町286番地25

　　　　　　　一般社団法人恵那市観光協会

　　　　　　岐阜県恵那市長島町一丁目１番地１

　　　　　　　恵那市

　（設立時役員）

第44条　当法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時業務執行理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

　　　設立時理事　　　　　阿部伸一郎　大塩康彦　山本好作　堀鑛　丸山朝夫

　　　　　　　　　　　　　服部紀史　加藤一郎　林雅樹　戸取健一郎

　　　設立時代表理事　　　阿部伸一郎

　　　設立時監事　　　　　中島　豊己

　（法令の準拠）

第45条　本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

　令和　　年　　月　　日

　　岐阜県恵那市大井町２９３番地９

　　　一般社団法人ジバスクラム恵那

　　　代表理事　阿部　伸一郎　　　　印